

2020年4月23日

各位

会社名 アレンザホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 浅倉 俊一
(コード：3546 東証一部)
問合せ先 常務取締役経営戦略室長 三瓶 善明
(TEL：024-563-6818)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年4月23日開催の取締役会において、2020年5月27日開催予定の当社第4期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を120,000,000株に変更するものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、別紙のとおり第43条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2020年5月27日（水曜日）
定款変更の効力発生日（予定）	2020年5月27日（水曜日）

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 50,000,000株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>120,000,000株</u>とする。</p>
<p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の 規定により、取締役会の決議によっ て同条第1項に定める市場取引等に より自己株式を取得することができ る。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条～第43条 (省略)</p>	<p>第7条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第43条 当社は、剰余金の配当等会社法 第459条第1項各号に定める事項 については、法令に別段の定め ある場合を除き、取締役会決議に よって定めることができる。</p>